

## 環境保全計画書

<目次>

- ① 環境保全に関する基本方針(基本理念)
- ② 環境保全に関する組織の現況
- ③ 重点取組み目標・計画
- ④ 公害防止対策に係る計画
  - ア. 目標及び管理目標値
  - イ. 目標達成のために講ずる措置・対策
  - ウ. 公害関係測定計画
- ⑤ 地球温暖化対策に係る計画
  - ア. 前年度(2022年度)の電気・燃料等の使用量及び今年度(2023年度)使用計画量
  - イ. 基準年度及び前年度の二酸化炭素排出量、今年度及び2024年度の二酸化炭素の排出削減目標
  - ウ. 目標達成のために講ずる措置・対策
- ⑥ 公害防止対策及び地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る計画

### ① 環境保全に関する基本方針(基本理念)

## パナソニックコネク ト 環境方針

私達は「パナソニックグループ環境宣言」及び「Panasonic GREEN IMPACT」に則り、「地球環境との共存」をあらゆる事業活動の前提に置き、「高循環型経営」を実践し、「地球環境保護」に継続的に取組みます。

当社は、モノづくりによる環境負荷を継続的に低減するグリーンファクトリー(GF)活動や、商品の環境性能を向上させるグリーンプロダクツ(GP)活動などの基本活動に加え、「サプライチェーン」「公共サービス」「生活インフラ」「エンターテインメント」の現場において、プロセスを改革する「現場プロセスイノベーション」により、環境貢献を拡大していきます。

### 活動指針

1. 事業活動に適用される順守義務に努めます。
2. 廃棄物・有害化学物質を適正に管理し、大気・水質・土壌・地下水等の環境汚染を予防し、地球環境と生態系の保護に努めます。
3. 環境マネジメントシステムをツールに、全職能・全部門による本来業務(※)を完遂すると共に、お客様との共創により環境パフォーマンスの向上を継続的に取組みます。  
※本来業務(全職能・部署の課題解決や業務効率を改善して環境負荷を軽減し、経営貢献する取組みのこと)
4. グローバルに、環境人材の育成と環境管理体制の構築を図り、環境経営を実践します。
5. 地域貢献活動に取組み、持続可能な地球環境と社会づくりに貢献します。

この環境方針は、進捗度合い、組織の状況を考慮して、毎年度見直しを実施するとともに、一般に公開します。また社員及び関係するすべての人へ周知し、「環境目標」へ展開、グローバルで実行すると共に、すべての部門で環境マネジメントを推進します。

2022年 6月 1日 パナソニック コネク ト株式会社

社 長 樋口 泰行



生産総括部 神戸工場の環境方針は、ISO14001 システムの上位組織であるパナソニック コネク ト株式会社の環境方針(上記)と同じです。

※23年度は、22年度方針の継続運用となります。

## ② 環境保全に関する組織の現況

当社における環境管理体制は図1のとおりである。また、モバイルソリューションズ事業部 生産総括部 神戸工場における環境管理体制は図2のとおりである。

図1 パナソニック コネクト株式会社 環境管理体制

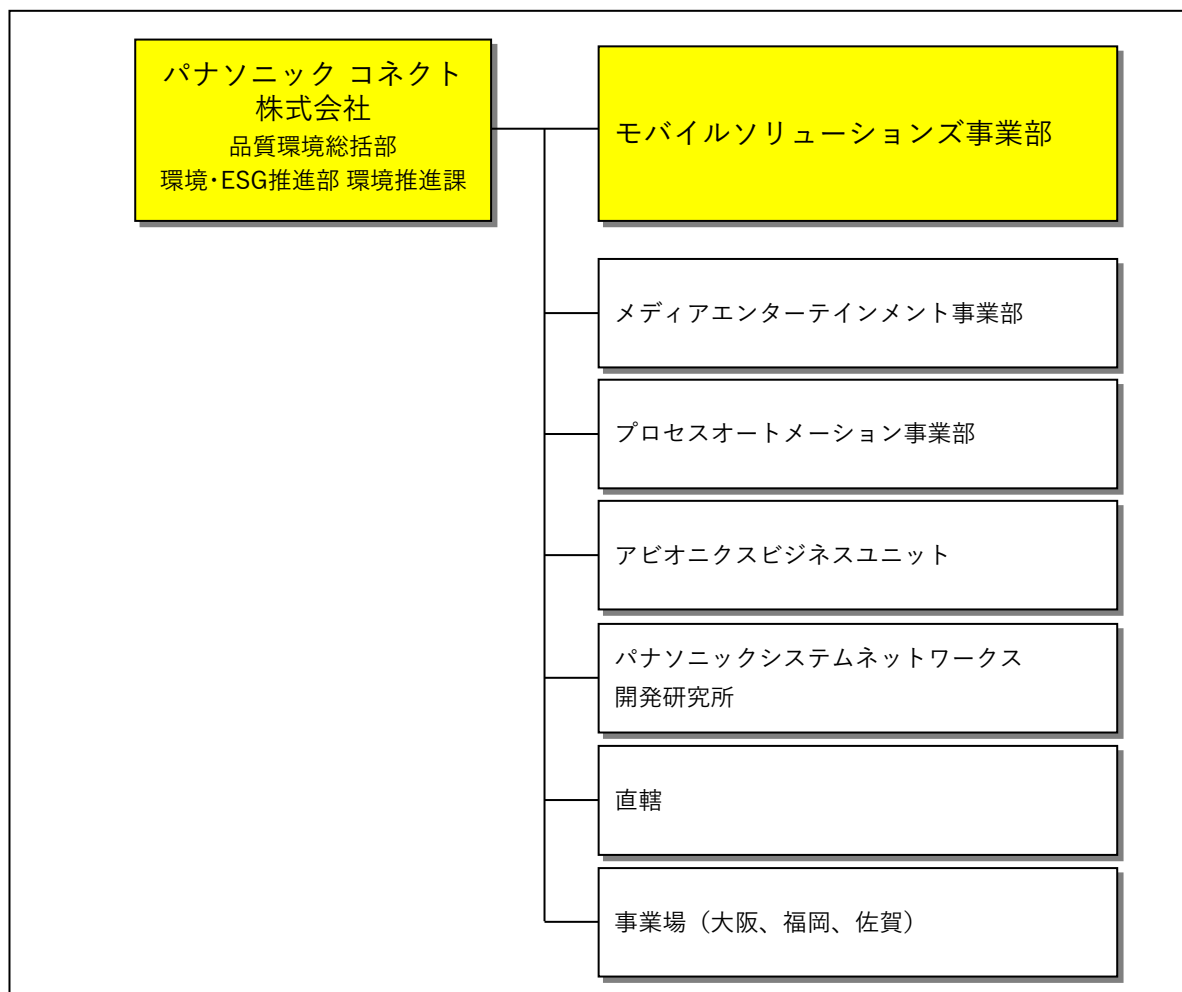
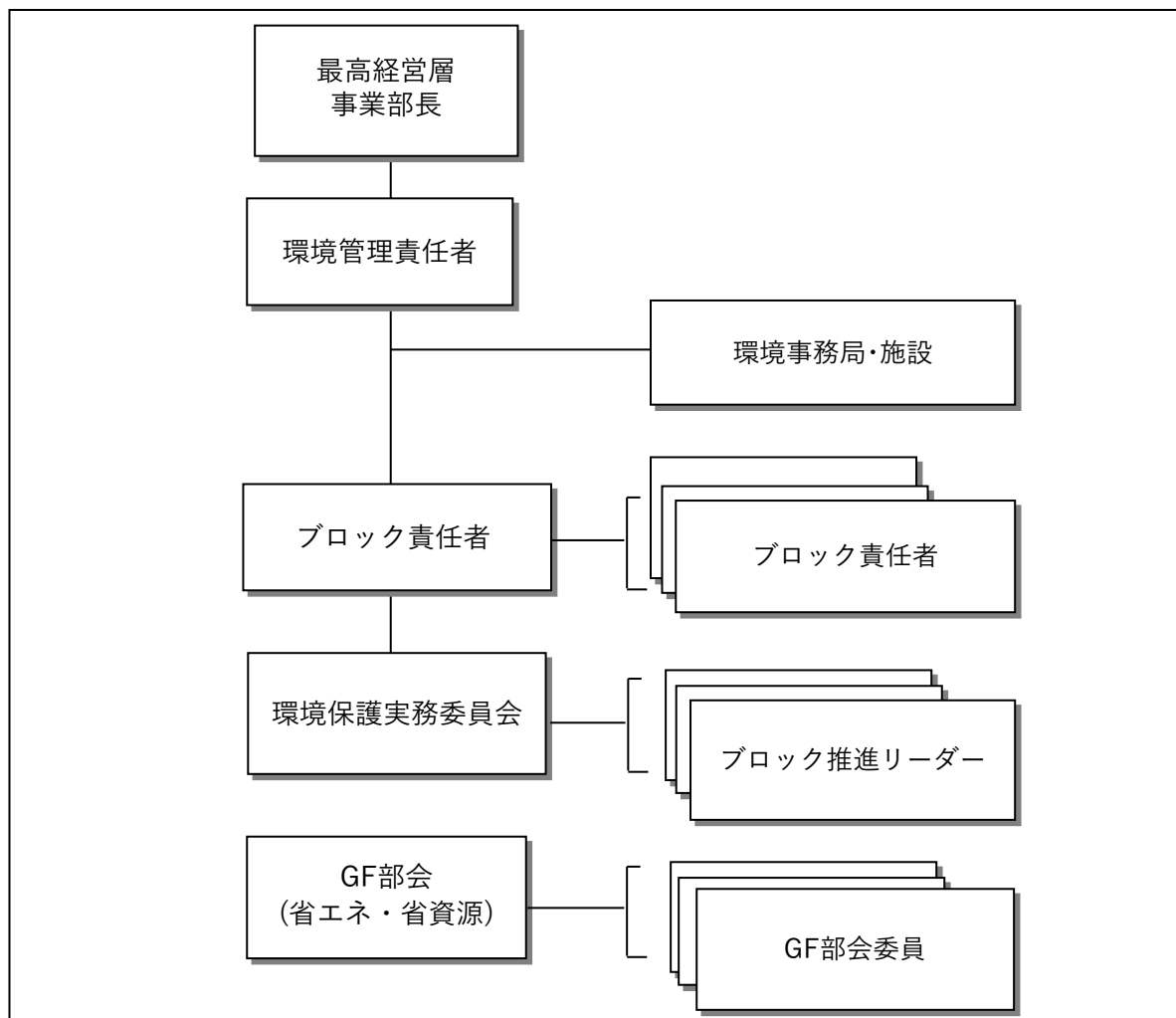


図2 モバイルソリューションズ事業部 生産総括部 神戸工場 環境管理体制



③ 重点取組み目標・計画

【2023年度の重点目標・計画】

モバイルソリューションズ事業部は事業活動の環境負荷低減を目指し、以下の重点課題に取り組めます。

◎環境配慮型商品の開発

< 目 標 > 環境配慮型商品の開発

< 取組み内容 >

- ・環境配慮商品の開発を推進し国際エネルギースターの適合100%(代表モデル)を実現します。
- ・グローバルな製品環境法規制への対応と順守を推進します。

◎省エネルギーの推進

< 目 標 > 神戸工場のCO2排出計画量 3,100(t-co2)以下の実現に向けて 取組みます。

< 取組み内容 > 生産設備・空調等、工場施設の省エネ化推進と生産性向上により削減します。

◎資源循環取組み

< 目 標 > 廃棄物リサイクル率、99.5%以上を実現します。

< 取組み内容 > 従業員に対する廃棄物の分別管理の徹底を継続します。

◎環境汚染の防止に努めます。

< 目 標 > 関連法の順守により、環境汚染を未然に防ぎます。

< 取組み内容 > 計画に基づいた監視・測定を行い、結果を日常の取組みにフィードバックします。

④ 公害防止対策に係る計画

ア. 目標及び管理目標値

	目標
大気汚染防止対策	<p>◇「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を順守する。</p> <p>◇別表1に記載するばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値を順守する。</p> <p>◇大気汚染防止法に規定するばい煙(いおう酸化物、ばいじん、窒素酸化物等)の定期測定を行い、自主基準の順守に努める。</p>
水質汚濁防止対策	<p>◇「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を順守する。</p> <p>◇別表2に記載する排水の水質に係る管理目標値を順守する。</p> <p>◇排出規制がない有害物質について、可能な限り使用量及び排出量を把握し排出削減に努める。</p> <p>◇海域の富栄養化対策に資するため、兵庫県の定めた削減指導方針に基づき、窒素及び燐の総排出量の削減に努める。</p>
騒音防止対策	<p>◇「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を順守する。 (朝昼夕の騒音レベルを条例(70dB)よりも低い自主管理基準(63dB)で管理)</p>
振動防止対策	<p>◆工場専用地域のため対象外。</p>
悪臭防止対策	<p>◆対象の発生源がありません。</p>
土壌汚染対策	<p>◆特定有害物質の使用はありません。</p>
産業廃棄物対策	<p>◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を順守し、廃棄物の適正処理を行う。</p> <p>◇廃棄物の発生量を抑制するとともに、再利用を促進する。</p>

別表1 ばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値

施設名		排出口最大許容濃度目標値 (下段括弧内の記載は目標値の根拠等)		
		硫黄酸化物 [m <sup>3</sup> N/h]	ばいじん [mg/m <sup>3</sup> N]	窒素酸化物 [ppm]
冷温水発生装置 1号機	不含有		30	90
	大阪ガスからの連絡		法令基準値の30%値	法令基準値の60%値
冷温水発生装置 2号機	不含有		30	90
	大阪ガスからの連絡		法令基準値の30%値	法令基準値の60%値
管理	濃度測定	測定しない	5年に1回測定 (2023年度測定)	毎年2回測定
	年間総排出量	把握しない	把握しない	把握しない

別表2 排水水に係る水質管理目標値① : 有害物質項目

排水口名 : 集中排水口					
項目	管理目標値 自主基準値 [mg/ℓ]	目標値の根拠		定期測定 の実施	
		神戸市条例 [mg/ℓ]	一律排水基準 [mg/ℓ]		
(有害物質項目)	カドミウム及びその化合物	0.024以下	0.03以下	0.03以下	○
	シアン化合物		0.3以下	1以下	
	有機燐化合物	0.24以下	0.3以下	1以下	○
	鉛及びその化合物	0.08以下	0.1以下	0.1以下	○
	六価クロム化合物	0.08以下	0.1以下	0.5以下	○
	砒素及びその化合物	0.04以下	0.05以下	0.1以下	○
	水銀及びその他の水銀化合物	0.004以下	0.005以下	0.005以下	○
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	○
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		0.003以下	0.003以下	
	トリクロロエチレン		0.3以下	0.1以下	
	テトラクロロエチレン		0.1以下	0.1以下	
	ジクロロメタン	0.16以下	0.2以下	0.2以下	○
	四塩化炭素		0.02以下	0.02以下	
	1,2-ジクロロエタン		0.04以下	0.04以下	
	1,1-ジクロロエチレン		1以下	1以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4以下	0.4以下	
	1,1,1-トリクロロエタン		3以下	3以下	
	1,1,2-トリクロロエタン		0.06以下	0.06以下	
	1,3-ジクロロプロペン		0.02以下	0.02以下	
	チウラム		0.06以下	0.06以下	
	シマジン		0.03以下	0.03以下	
	チオベンカルブ		0.2以下	0.2以下	
	ベンゼン		0.1以下	0.1以下	
セレン及びその化合物		0.1以下	0.1以下		
ほう素及びその化合物		10以下	10以下		
ふっ素及びその化合物	6.4以下	8以下	8以下	○	
アンモニア、アンモニウム化合物		-	100以下		

別表2 排出水に係る水質管理目標値② : 生活環境項目

項 目	管理目標値 自主基準値 [mg/ℓ]	目標値の根拠		定期測定 の実施	
		神戸市条例 [mg/ℓ]	一律排水基準 [mg/ℓ]		
(生活環境項目)	フェノール類含有量	0.8以下	5以下	5以下	○
	銅含有量	2.4以下	3以下	3以下	○
	亜鉛含有量	1.6以下	2以下	2以下	○
	溶解性鉄含有量	8以下	10以下	10以下	○
	溶解性マンガン含有量	8以下	10以下	10以下	○
	クロム含有量	1.6以下	2以下	2以下	○
	水素イオン濃度(pH)	5.4~8.6	5.0~9.0	5.8~8.6	○
	生物化学的酸素要求量(BOD)	※1) 傾向管理	2000以下	160以下	○
	化学的酸素要求量(COD)	※1) 傾向管理	-	160以下	
	浮遊物質(SS)	※1) 傾向管理	2000以下	200以下	○
	ルマルヘキサン抽出物質(鉱油)	4以下	5以下	5以下	○
	ルマルヘキサン抽出物質(動植物油)	120以下	150以下	30以下	○
	大腸菌群数		-	3000個/cm <sup>3</sup>	
	窒素含有量		1200以下	120以下	
燐含有量		160以下	16以下		

※1) 傾向管理

神戸市条例の排除基準が大きく、オーバーする事が考えにくいため、傾向管理とする。

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

項目	目標項目	目標達成のために講ずる措置
<b>大気汚染防止対策</b>		
	ばい煙(ばいじん、窒素酸化物等)、粉じん、有害大気汚染物質の排出濃度に関する自主基準順守	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 別紙「公害関係測定計画」に基づく日程により測定を実施し自主基準の順守状況を確認する。</li> <li>◇ 測定結果が自主基準値に適合しなかった場合には、その旨を環境事務局へ連絡するとともに適切な措置を講ずる。</li> </ul>
<b>水質汚濁防止対策</b>		
	公共用水域に排出する排出水の水質管理及び汚濁負荷の総量管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「有害物質」(※注1)の使用はなく、公共水域への排水もない。生活排水を下水道へ排水のみである。よって、下水道法に従い別紙「公害関係測定計画」に基づく日程により測定を実施し自主基準の順守状況を確認する。</li> <li>◇ 測定結果が自主基準値に適合しなかった場合には、その旨を環境事務局へ連絡するとともに適切な措置を講ずる。</li> </ul>
	地下水汚染の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 別紙「公害関係測定計画」に基づく日程により測定を実施し自主基準の順守状況を確認する。</li> <li>◇ 測定結果が自主基準値に適合しなかった場合には、その旨を環境事務局へ連絡するとともに、適切な措置を講ずる。</li> </ul>
<b>騒音防止対策</b>		
	騒音発生の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 別紙「公害関係測定計画」に基づく日程により測定を実施し自主基準の順守状況を確認する。</li> <li>◇ 測定結果が自主基準値に適合しなかった場合には、その旨を環境事務局へ連絡するとともに適切な措置を講ずる。</li> </ul>
<b>振動防止対策</b>		
	振動発生の未然防止	◆ 「指定地域」(※注2)ではないため、対象外。
<b>悪臭防止対策</b>		
	悪臭発生の未然防止	◆ 「特定悪臭物質」(注3)の使用が無いため対象外。
<b>土壌汚染対策</b>		
	土壌汚染の未然防止	◆ 「特定有害物質」(※注4)等の使用は無いが、今後使用する場合は土壌汚染を生じることのないよう施設の維持管理を行う。
<b>産業廃棄物対策</b>		
	法令等の規制を順守	◇ 法令等に定める産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度、廃棄物の保管・処理基準を順守し、法定の記録・報告を実施する。
	廃棄物の発生抑制・再利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 産業廃棄物の再生利用、再資源化等の有効利用及び減量化に関する計画を策定し、その内容を実施する。</li> <li>◇ 計画の内容、取組みの結果は環境事務局へ報告する。</li> <li>◇ 他の事業所との連携を含め、ゼロエミッション構想の実現に向けた調査・取組みを推進する。</li> </ul>

(※注1) 有害物質とは、水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する物質。

(※注2) 指定地域とは、振動規制法及び兵庫県条例に基づき神戸市長が指定した地域。

(※注3) 特定悪臭物質とは、悪臭防止法 第二条第一項 の政令で定める物質。

(※注4) 特定有害物質とは、土壌汚染対策法第2条第1項に規定する物質。

ウ. 公害関係測定計画

	測定対象	測定頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大気汚染防止対策	冷温水発生器	2回/年				○					○			
水質汚濁防止対策	下水排水測定	1回/年				○								
	地下水測定	1回/年				○								
騒音防止対策	コンプレッサー 排気ファン など	1回/年						○						

※ 測定は、ISO14001の基準等に規定された方法にて実施し、同基準に基づき結果の判定と記録の保存を行なう。

振動防止対策	なし
悪臭防止対策	なし
土壌汚染対策	なし
産業廃棄物対策	なし

⑤ 地球温暖化対策に係る計画

ア. 前年度（2022年度）の電気・燃料等の使用量及び今年度（2023年度）使用計画量

活動の区分	燃料・焼却物等の種類	前年度実績値	今年度計画値	単位	排出係数	CO2排出量	
						前年度2022(実績)	今年度2023(計画)
燃料の使用	都市ガス	221	228	千Nm <sup>3</sup>	2.24	494	511
電気事業者から供給された電気の使用		5,316	5317	千kWh	0.487	2,589	2589
合 計						3,083	3,100

イ. 基準年度及び前年度の二酸化炭素排出量、今年度及び2022年度の二酸化炭素の排出削減目標

温室効果ガス	排出量		排出目標		基準年度比削減率	
	基準年度(2006年度)	前年度(2022年度)	今年度(2023年度)	2024年度	今年度(2023年度)	2024年度
二酸化炭素	3,628	3,083	3,100	3,200	14.6%	11.8%
合計	3,628	3,083	3,100	3,200	14.6%	11.8%

↓  
パナソニックグループでは、2006年度を基準年度として、二酸化炭素排出量削減の取組みを推進しています。

2023年度は、生産台数の増加が計画されているためCO2排出計画も前年比で増加していますが、CO2の増加率を生産台数の伸び以下に抑制する計画となっています。

ウ. 目標達成のために講ずる措置・対策

措置の区分	具体的対策	削減目標
エネルギーの使用の合理化	老朽設備の更新時に、省エネ性能の高い設備に入れ替え	活動継続
	室内温度管理の適正化 (夏季28℃、冬季20℃)	活動継続
	昼休みの消灯啓蒙 適正照度を維持しての照明間引き	活動継続
製造工程における対策	設備廃熱の断熱推進 (空調ロスの低減)	活動継続



⑥ 公害防止対策及び地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る計画

(目標達成年次 2023年度中)

	分野	項目	目標
1	事業所等での節水	節水	使用実態の把握
2	事業所等での廃棄物の適正処理・減量	分別回収	徹底
		コピー用紙の使用削減	徹底
		ミスコピー用紙の再利用	徹底
		廃棄物発生量	発生量の把握
3	事業所等での再生製品等の使用	グリーン購入の実施	100%
		再生紙の使用促進	100%
		プリンタトナーカートリッジのリサイクル	100%
4	自動車対策	積載量の適正化	全車両
		エコドライブ・アイドリングストップの推進	徹底
		低公害・省エネルギーな自動車への転換	買換時全車転換
5	特定フロン等使用量の削減	特定フロン使用機器の点検	(定期) 1回/3年以上 (簡易) 1回/3ヶ月
		特定フロン使用機器の適正廃棄	フロン回収の徹底
6	従業員教育	環境取組に関する従業員教育:環境eガイド受講	1回/年
7	地域社会への参画	西神工業会クリーン作戦参画	1回/年 参加を継続
		須磨海岸ビーチクリーンアップ作戦への参加継続	1回/年 10人以上参加
8	環境管理システムの充実	ISO14001 外部機関による認証維持	認証維持
		内部監査の実施	1回/年
9	プラスチックに係る資源循環の促進	製品の包装仕様を見直して、プラスチックを使用した緩衝材を廃止して、減量化を実施	2023年度以降の新製品出荷時